

農業委員会に関する最近の指摘

「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視 結果に基づく勧告」

(平成 25 年 4 月)

総務省行政評価局から、上記勧告が公表されている。このうち、農業委員会に関する勧告内容は以下のとおり。

1 持続可能な力強い農業の実現のための施策の着実な推進

(2) 農地法に基づく遊休農地に関する措置及び耕作放棄地再生利用対策の適正かつ効果的な実施

【所見】

したがって、農林水産省は、農地法に基づく遊休農地に関する措置及び耕作放棄地再生利用対策の適正かつ効果的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 利用状況調査について、農地法にのっとり、その区域内にある全ての農地を調査対象として実施することを徹底するよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。また、利用状況調査の結果を踏まえて行う、農地の農業上の利用の増進を図るための指導については、当該農地の所有者が自ら耕作を行うか、自ら耕作を行うことが困難な場合は地域の認定農業者等への当該農地の貸付け等を行うよう指導を徹底するとともに、当該指導を行ってもなお農業上の利用の増進が図られない場合は農地法第 32 条の遊休農地である旨の通知又は公告等の措置の実施を徹底して農業上の利用の増進に向けた取組の実効性が上がるよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。
- ② 全体調査（現「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」）について、調査結果が耕作放棄地解消のための取組の基礎データとして重要であることに鑑み、現地調査等の際に必要なデータが適確に把握されるよう、都道府県を通じて市町村・農業委員会に対し要請すること。あわせて、今後人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成等を通じて計画的な耕作放棄地解消のための取組を進める場合には、その実施状況を踏まえ、都道府県を通じて市町村に対し適切に指導を行うこと。
- ③ 緊急対策について、各地域協議会における具体的な取組の実態や、当該対策の成果や課題を踏まえて、今後の対策の内容を検討するとともに、引き続き実施状況を毎年度点検すること。

(3) 農地転用許可事務の適正な処理の徹底

【所見】

したがって、農林水産省は、農地転用許可事務の適正な処理の徹底を図る観点から、都道府県及び農業委員会に対し、引き続き優良農地の転用許可に係る判断を適切に行うよう指導する必要がある。

(4) 違反転用に対する処分等の適正な実施

【所見】

したがって、農林水産省は、違反転用を抑制し優良農地を保全する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県（注1）及び農業委員会（注2）に対し処分等による違反転用への対応の徹底について指導し、都道府県等による指導・勧告や処分の適切かつ厳格な実施を確保すること。
- ② 違反転用事案の発生・継続状況等の的確な把握に資するため、都道府県及び農業委員会に対し、農業委員会から都道府県への違反転用事案の迅速な報告及び違反転用事案に係る指導経過等関係資料の作成・保管を徹底するよう指導すること。
- ③ 地方農政局等、都道府県及び農業委員会において、転用許可時に付した条件に基づく転用事業の進捗状況の把握・管理及び事業計画どおりに進捗していない事案に対する厳格な指導を徹底すること。

(注) 1 当該都道府県から地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づく特例条例により農地転用許可事務の処理について委任を受けている市町村及び当該市町村から同法第 180 条の 2 の規定に基づき同事務の処理について再委任を受けている農業委員会を含む（②及び③においても同じ。）。

2 当該市町村から農地転用許可事務の処理について再委任を受けている農業委員会を除く（②及び③においても同じ。）。

(5) 農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握の適正な実施

【所見】

したがって、農林水産省は、農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握を適正に実施する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 一般法人（※）に対する許可事案について、農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく報告及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づく利用状況調査の活用により許可後の農地の耕作状況の把握を徹底するよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。
- ② 一般法人以外に対する許可事案について、利用状況調査の活用等により許可後の農地の耕作状況を把握し指導することに努めるよう、都道府県を通じて農業委員会に対し指導・助言すること。

（※規制改革推進室注）一般法人：ここでは、農業生産法人以外の法人のことを指す。